

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

（投資法人に関する読替え）
第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（投資法人に関する読替え）
第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十五条	第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務	第五十二条第一項において準用する第五十三条第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十三条及び第五十四条	設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第五十五条	第五十二条第一項の規定により発起人の負う義務	第五十二条第一項において準用する第五十三条第一項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十三条及び第五十四条	設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

	務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項	
設立時取締役又は設立時監査役	設立時執行役員又は設立時監督役員	

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)
 第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------	-------------	-----------	---------

	務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項	
総株主 査役	設立時取締役又は設立時監査役	総投資主 時監督役員

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)
 第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第一項	読み替える会社法の規定	株主(第八百 十九条第二項)	読み替える字句	投資主
----------------	-------------	-------------------	---------	-----

第八百四十七 条の四第二項	(削る)	(削る)	
株主等(株主 、適格旧株主 又は最終完全	(削る)	(削る)	
投資主	(削る)	(削る)	

第八百四十七 条の四第二項	第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第四項	
株主等(株主 、適格旧株主 又は最終完全	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	発起人等	の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)
投資主	第八百四十七 条第三項又は 第八百四十七 条第五項の設立企画人、設 立時執行役員又は設立時 監督役員の責任を追及す る訴え	設立企画人、設立時執行 役員又は設立時監督役員	

	第八百四十九 条第一項		第八百四十八 条		
	株式会社等	株主等	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	当該株主等	親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）
	投資法人	投資主	投資法人	当該投資主	

	第八百四十九 条第一項		第八百四十八 条		
	株式会社等	株主等又は株 式会社等	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	当該株主等	親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）
	項各号に掲げ る行為の効力	設立企画人、設立時執行 役員又は設立時監督役員 の責任を追及する訴え	投資主又は投資法人	投資法人	当該投資主

	第八百四十九 条第三項	
	株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	
	投資法人 執行役員及び清算執行人	

	第八百四十九 条第三項	
	株式会社等、 最終完全親会 社等	が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。
	投資法人 株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等	投資法人

第三項	第八百五十条	株主等		第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条（ 第四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。 ）、第四百六 十二条第三項 （同項ただし 書に規定する 分配可能額を	投資主	投資法人法第七十五条第 一項において準用する第 五十五条
-----	--------	-----	--	--	-----	------------------------------------

第三項	第八百五十条	株主等		第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条（ 第四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。 ）、第四百六 十二条第三項 （同項ただし 書に規定する 分配可能額を	投資主	投資法人法第七十五条第 一項において準用する第 五十五条
-----	--------	-----	--	--	-----	------------------------------------

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)
 第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	読み替える字句

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)
 第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第四項	株主又は同項 の発起人等	投資主
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七	投資法人法第七十七条の 二第六項において準用す る第八百四十七条第三項 又は第五項の投資法人法
第八百四十七 条第一項	株主(第八百 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)	投資主
読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句

第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	当該株主等	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主
		当該投資主		

第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	当該株主等	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主	条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え
		当該投資主			

第八百四十九 条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人

第八百四十九 条第一項	株主等又は株 式会社等	投資主又は投資法人
	<p>責任追及等の 訴え（適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となった事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。</p>	<p>投資法人法第七十七条の 二第三項の利益の返還を 求める訴え</p>

		第八百四十九 条第三項	
各監査役	社 監査役（監査 役	株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	投資法人 執行役員及び清算執行人
各監査役	人 監督役員又は清算監督 （監督役員又は清算監督 人	投資法人	各監督役員又は清算監督

		第八百四十九 条第三項	
各監査役	社 監査役（監査 役	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等 株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社	投資法人 株式交換等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等 投資法人
各監査役	人 監督役員又は清算監督 （監督役員又は清算監督 人	投資法人	各監督役員又は清算監督

第八百四十九 条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	
第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株式会社等	投資法人
	株式会社等	
第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	投資主
	株式会社等	
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主

第八百四十九 条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	
第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株式会社等	投資法人
	株式会社等	
第八百五十条 第三項	株主等	投資主
	株式会社等	
第八百五十一 条第一項	株主等	投資法人法第七十七条の 二第六項において準用す る第八百四十九条第一項
	株式会社等	
第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	投資主
	株式会社等	
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主

第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人
----------------	-------	------

(募集投資口の引受けに関する読替え)
第七十三条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口につ
いて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技
術的読替えは、次の表のとおりとする。

	読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(削る)	第二百八条第 一項	銀行等	銀行等(投資法人法第七 十一条第二項に規定する 銀行等をいう。)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第八百五十三 条第一項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	る第八百四十九条第一項
----------------	--------------	-------------	-------------

(募集投資口の引受けに関する読替え)
第七十三条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口につ
いて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技
術的読替えは、次の表のとおりとする。

	読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第二九条第 二項	第二百八条第 一項	銀行等	銀行等(投資法人法第七 十一条第二項に規定する 銀行等をいう。)
第二百九条第 二項	第二百九条第 二項	銀行等	投資法人法第八十四条第 一項において準用する第 二百十三条の二第一項第 一号
当該各号に定 める支払若し くは給付	号	当該各号に定 める支払若し くは給付	同号に定める支払

第二百十一條第一項	(削る)	第二百五條第一項	(削る)	投資法人法第八十三條第九項において準用する第二百五條第一項	(削る)
第二百十二條第一項第一号	(削る)	取締役（指名委員会等設置会社） は、取締役又は執行役	(削る)	執行役員	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第二百十三條の三第一項	取締役（指名委員会等設置	執行役員及び監督役員	(削る)	(削る)	(削る)

第二百十三條の三第一項	第二百十三條の二第二項	総株主	総投資主	執行役員及び監督役員	(削る)
第二百十一條第一項	第二百五條第一項	執行役員	執行役員	(削る)	投資法人法第八十四條第一項において準用する第二百十三條の三第一項
第二百十一條第二項	第二百九條第一項	執行役員	執行役員	(削る)	投資法人法第八十四條第一項において準用する第二百九條第一項
第二百十二條第一項第一号	取締役（指名委員会等設置会社） は、取締役又は執行役	執行役員	執行役員	(削る)	投資法人法第八十四條第一項において準用する第二百八條第一項
第二百十三條の二第二項	総株主	総投資主	総投資主	(削る)	投資法人法第八十四條第一項において準用する第二百八條第一項

	会社にあつては、執行役を含む。）
--	------------------

（投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えに関する読替え）

第七十四条 法第八十四条第二項の規定において投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えについて会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百四十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第二号	六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）	六箇月以内

	会社にあつては、執行役を含む。）
--	------------------

（投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えに関する読替え）

第七十四条 法第八十四条第二項の規定において投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えについて会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第八百四十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第二号	六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）	六箇月以内

第八百四十条 第五項及び第 六項	登録株式質権 者	登録投資口質権者
------------------------	-------------	----------

(削る)

(削る)	読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	(削る)	読み替える字句
------	-----------------	---------------	------	---------

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十五条 法第八十四条第四項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項(第二号を除く。)及び第二百十三条の二(第一項第二号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十条 第五項及び第 六項	登録株式質権 者	登録投資口質権者
------------------------	-------------	----------

2

法第八十四条第二項の規定において同項において準用する会社法第八百四十条第二項の申立てについて同法第八百七十八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八百七十八 条第一項	総株主	総投資主

(支払を求める訴えに関する読替え)

第七十五条 法第八十四条第四項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項(第二号を除く。)及び第二百十三条の二(第一項第二号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八百四十七	株主(第八八	投資主

第八百四十七	(削る)	(削る)	
株主等 (株主)	(削る)	(削る)	
投資主	(削る)	(削る)	

第八百四十七	第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第四項	条第一項
株主等 (株主)	追及等の訴え 第九項の責任 七項若しくは 項又は前条第 若しくは第八 条の二第六項 第八百四十七 若しくは第八 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	株主又は同項 の発起人等	十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)
投資主	訴え 規定による支払を求める 一項第二号を除く。)の び第二百十三条の二(第 一項(第二号を除く。)及 用する第二百十二条第一 十四条第一項において準 第五項の投資法人法第八 八百四十七条第三項又は 四項において準用する第 投資法人法第八十四条第 投資主	投資主	

条の四第二項	、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。)	当該株主等	第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	株主等	第八百四十九 条第一項
					株式会社等	
当該投資主		投資法人	第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	投資主	第八百四十九 条第一項
					投資法人	

条の四第二項	、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。)	当該株主等	第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	株主等又は株 式会社等	第八百四十九 条第一項
					株式会社等	
当該投資主		投資法人	第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	投資主又は投資法人	第八百四十九 条第一項
					投資法人	

	第八百四十九 条第三項	
及び清算人	取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役	株式会社等
	執行役員及び清算 執行人	投資法人

	第八百四十九 条第三項	
当該株式交換	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等
投資法人		投資法人

項各号に掲げ
る行為の効力
が生じた時ま
でにその原因
となった事実
が生じた責任
又は義務に係
るもの限り
、最終完全親
会社等の株主
にあつては特
定責任追及の
訴えに限る。

号を除く。）の規定によ
る支払を求める訴え

第八百四十九 条第四項	第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び			号 第八百四十九 条第三項第一 号	社 監査役設置会 社	投資法人
		株主等	株式会社等			
	株式会社等	投資法人	投資主	各監督役員又は清算監督 人	投資法人	

第八百四十九 条第四項	第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び			号 第八百四十九 条第三項第一 号	社 監査役設置会 社	投資法人
		株主等	株式会社等			
	株式会社等	投資法人	投資主	各監督役員又は清算監督 人	投資法人	等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社

第二項	第八百五十条	株式会社等	投資法人
第三項	株主等	株主等	投資主
第八百五十条 第四項	第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条（ 第四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。 ）、第四百六 十二条第三項 （同項ただし	投資法人法第八十四条第 一項において準用する第 二百十三条の二第二項	

第二項	第八百五十条	株式会社等	投資法人
第三項	株主等	株主等	投資主
第八百五十条 第四項	第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条（ 第四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。 ）、第四百六 十二条第三項 （同項ただし	投資法人法第八十四条第 一項において準用する第 二百十三条の二第二項	

第八百五十三	第八百五十二 条第三項	第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	株主等	株式会社等	株式会社等	投資主	投資主	投資法人	株式会社等	投資法人	(削る)	(削る)	(削る)	書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う 義務に係る部 分に限る。)
--------	----------------	-------------------------	-----	-----	-------	-------	-----	-----	------	-------	------	------	------	------	--

第八百五十三	第八百五十二 条第三項	第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	株主等	株式会社等	株式会社等	投資主	投資主	投資法人	株式会社等	投資法人	第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	第八百四十九 条第一項	第八百四十九 条第一項	書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う 義務に係る部 分に限る。)
--------	----------------	-------------------------	-----	-----	-------	-------	-----	-----	------	-------	------	----------------	----------------	----------------	----------------	--

条第一項

(新投資口予約権者又は執行役員に関する読替え)
 第七十七条の四の二 法第八十八条の十七第三項の規定において
 新投資口予約権者又は執行役員^{の責任}について会社法第二百八
 十六条の三の規定を準用する場合における当該規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定 (削る)	読み替えられ る字句 (削る)	読み替える字句 (削る)
第二百八十六 条の三第一項	払込み又は給 付 取締役(指名 委員会等設置 会社)にあって は、執行役を 含む。	執行役員及び監督役員
	払込み又は当 該給付	払込み

条第一項

(新投資口予約権者又は執行役員に関する読替え)
 第七十七条の四の二 法第八十八条の十七第三項の規定において
 新投資口予約権者又は執行役員^{の責任}について会社法第二百八
 十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)及び第二百八
 十六条の三の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る
 技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定 第二百八十六 条の二第二項	読み替えられ る字句 総株主	読み替える字句 総投資主
第二百八十六 条の三第一項	払込み又は給 付 取締役(指名 委員会等設置 会社)にあって は、執行役を 含む。	執行役員及び監督役員
	払込み又は当 該給付	払込み

(支払を求める訴えに関する読替え)
 第七十七条の四の三 法第八十八条の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

(支払を求める訴えに関する読替え)
 第七十七条の四の三 法第八十八条の十七第四項の規定において同条第三項において準用する会社法第二百八十六条の二(第一項第一号及び第三号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第四項	株主又は同項 の発起人等	投資主	読み替える会社法の規定
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し	投資主	読み替えられる字句
	株主(第八十 九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)		読み替える字句

第八百四十七 条の四第二項	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主
第八百四十八 条	当該株主等 株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会	投資法人 当該投資主

第八百四十七 条の四第二項	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主 追及等の訴え 第九項の責任 七項若しくは 項又は前条第 若しくは第八 条の二第六項 第八百四十七 くは第五項、
第八百四十八 条	当該株主等 株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会	投資法人 当該投資主 する第八百四十七条第三 項又は第五項の投資法人 法第八十八条の十七第三 項において準用する第二 百八十六条の二（第一項 第一号及び第三号を除く 。）の規定による支払を 求める訴え

	第八百四十九	条第一項
社等」という 。）	株主等	株式会社等
	投資主	投資法人

	第八百四十九	条第一項
社等」という 。）	株主等又は株 式会社等	責任追及等の 訴え（適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任 又は義務に係 るものに限る 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の
	投資主又は投資法人	投資法人法第八十八条の 十七第三項において準用 する第二百八十六条の二 （第一項第一号及び第三 号を除く。）の規定によ る支払を求める訴え

第八百四十九 条第三項第一 号		第八百四十九 条第三項	株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	投資法人 執行役員及び清算 執行人	
社 監査役（監査 役	社 監査役設置会				
（監督役員又は 清算監督	監督役員又は清算 監督人	投資法人			

第八百四十九 条第三項第一 号		第八百四十九 条第三項	株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社	株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	訴えに限る。
社 監査役（監査 役	社 監査役設置会					
（監督役員又は 清算監督	監督役員又は清算 監督人	投資法人	投資法人		投資法人	

<p>第八百四十九 条第四項</p>	<p>第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>株式会社等</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資法人</p>	<p>各監査役</p>	<p>人</p>	<p>各監督役員又は清算監督 人</p>
<p>第八百五十 条第三項</p>	<p>第八百五十 条第四項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>株式会社等</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資主</p>	<p>各監査役</p>	<p>人</p>	<p>各監督役員又は清算監督 人</p>

<p>第八百四十九 条第四項</p>	<p>第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>株式会社等</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資法人</p>	<p>各監査役</p>	<p>人</p>	<p>各監督役員又は清算監督 人</p>
<p>第八百五十 条第三項</p>	<p>第八百五十 条第四項</p>	<p>株式会社等</p>	<p>株式会社等</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資主</p>	<p>各監査役</p>	<p>人</p>	<p>各監督役員又は清算監督 人</p>

(削る)		
(削る)	第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	
(削る)		

第八百五十一条第一項		
第八百四十九条第一項	第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	
投資法人法第八十八条の十七第四項において準用		

第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主
第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人

(新投資口予約権の発行の無効の訴えに関する読替え)
 第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新
 投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法第八百二十八
 条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第八百四十二条の
 規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替え
 は、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
-----------------	---------------	---------

第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	投資主	する第八百四十九条第一 項
	株式会社等	投資法人	
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主	する第八百四十九条第一 項
第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人	

(新投資口予約権の発行の無効の訴え等に関する読替え)
 第七十七条の七 法第八十八条の二十三第一項の規定において新
 投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用
 する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表の
 とおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
-----------------	---------------	---------

<p>第八百二十八 条第一項第四 号</p>	<p>六箇月以内（ 公開会社でな い株式会社 にあっては、 新株予約権の 発行の効力が 生じた日から 一年以内）</p>	<p>六箇月以内</p>
--------------------------------	--	--------------

<p>第八百二十八 条第一項第四 号</p>	<p>新株予約権（ 当該新株予約 権が新株予約 権付社債に付 されたもので ある場合に あつては、当 該新株予約権 付社債について の社債を含む 。以下この章 において同じ 。）</p>	<p>新投資口予約権</p>
<p>六箇月以内（ 公開会社でな い株式会社 にあっては、 新株予約権の 発行の効力が 生じた日から 一年以内）</p>		<p>六箇月以内</p>

(削る)	第八百四十二 条第二項	第八百四十二 条第一項
(削る)	登録新株予約 権質権者	金額又は給付 を受けた財産 の給付の時に おける価額に 相当する金銭
(削る)	登録新投資口予約権質権 者	金額に相当する金銭

第九百三十七	第八百四十二 条第二項	第八百四十二 条第一項
新株予約権（	登録新株予約 権質権者	金額又は給付 を受けた財産 の給付の時に おける価額に 相当する金銭 新株予約権証 券（当該新株 予約権が新株 予約権付社債 に付されたも のである場合 にあつては、 当該新株予約 権付社債に係 る新株予約権 付社債券。以 下この項にお いて同じ。）
新投資口予約権	登録新投資口予約権質権 者	金額に相当する金銭 新投資口予約権証券

(削る)

条第二項	第八百七十八 条第二項	者	総新株予約権	総新投資口予約権者
	読み替える会 社の規定		読み替えられ る字句	読み替える字句
2) 法第八十八条の二十三第一項の規定において同項において準用する会社法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて同法第八百七十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。				
			当該新株予約 権が新株予約 権付社債に付 されたもので ある場合に あつては、当 該新株予約権 付社債につ いての社債 を含む。以下 この節にお いて同じ。	

(投資主総会に関する読替え)

第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三条第二項及び第三百五条第一項	取締役	執行役員
本文		
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
第三百五条第四項	取締役会設置会社	投資法人
第三百五条第四項第一号	取締役、会計参与、監査役	執行役員、監督役員
第三百五条第五項並びに第三百七条第一	取締役	執行役員

(投資主総会に関する読替え)

第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三条第二項	取締役	執行役員
第三百四条	総株主	総投資主
第三百五条第一項本文	取締役	執行役員
第三百五条第四項	総株主	総投資主
(新設)	(新設)	(新設)
第三百七条第一項及び第二項	取締役	執行役員

項及び第二項	第三百七条第三項	取締役（監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役）	執行役員及び監督役員
第三百八条第一項本文	一株	自己株式	一口
第三百八条第二項	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口	
第三百十三条第二項	取締役会設置会社	投資法人	
第三百十四条	取締役、会計参与、監査役及び執行役	執行役員及び監督役員	
第三百十六条第一項	取締役、会計参与、監査役、監査役会	執行役員、監督役員	
第三百十八条第五項	親会社社員	親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資	

第三百七条第三項	取締役（監査役設置会社にあっては、取締役及び監査役）	執行役員及び監督役員
第三百八条第一項本文	総株主 一株	一口 総投資主
第三百八条第二項	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口
第三百十三条第二項	取締役会設置会社	投資法人
第三百十四条	取締役、会計参与、監査役及び執行役	執行役員及び監督役員
第三百十六条第一項	取締役、会計参与、監査役、監査役会	執行役員、監督役員
第三百十八条第五項	親会社社員	親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資

主

(役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)
 第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

主

(役員等の責任を追及する訴えに関する読替え)
 第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第四項	発起人等	役員等	読み替える会社法の規定
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、	投資法人法第百十六条に おいて準用する第八百四 十七条第三項又は第五項	読み替えられる字句
第八百四十七 条第一項	株主(第八百八 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。)	投資主	読み替えられる字句

第八百四十七 条の四第二項	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	当該株主等	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主	
第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という	当該株主等	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という	投資法人	

第八百四十七 条の四第二項	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	当該株主等	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主	第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え の役員等の責任を追及す る訴え
第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という	当該株主等	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という	投資法人	

	第八百四十九	条第一項
)	株主等	株式会社等
	投資主	投資法人

	第八百四十九	条第一項
)	株主等又は株 式会社等	責任追及等の 訴え(適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となった事実 が生じた責任 又は義務に係 るものに限る 最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。
	投資主又は投資法人	役員等の責任を追及する 訴え

第八百四十九 条第三項	株式会社等	投資法人	第八百四十九 条第三項第一 号
取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	投資法人	監督役員又は清算監督人 （監督役員又は清算監督 人	社 監査役設置会 社 監査役（監査 役

第八百四十九 条第三項	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	投資法人	第八百四十九 条第三項第一 号
株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社	投資法人	監督役員又は清算監督人 （監督役員又は清算監督 人	社 監査役設置会 社 監査役（監査 役

(削る)	第八百四十九 条第四項 第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株式会社等 株主等	株式会社等 株主等	各監査役	各監督役員又は清算監督 人
(削る)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	株式会社等 株主等	投資法人 投資主	株式会社等 株主等	各監督役員又は清算監督 人
(削る)		株式会社等 株主等	投資法人 投資主	株式会社等 株主等	各監督役員又は清算監督 人

第八百五十条 第四項	第八百四十九 条第四項 第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株式会社等 株主等	株式会社等 株主等	各監査役	各監督役員又は清算監督 人
第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第	第八百五十条 第三項	株式会社等 株主等	投資法人 投資主	株式会社等 株主等	各監督役員又は清算監督 人
投資法人法第七十七条の 二第五項、第百十五条の 六第二項、第百二十六条 の二第三項及び第百三十 八条第三項		投資法人 投資主	投資法人 投資主	投資法人 投資主	各監督役員又は清算監督 人

<p>二項、第二百八十六条の第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。） 第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項</p>

	(削る)		(削る)		(削る)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主			
第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人			

2

法第百十六條の規定において執行役員及び執行役員であった者の責任を追及する訴えについて会社法第百四十九條の二（第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八百四十九 条の二	株式会社等	投資法人
第八百四十九	監査役設置会	投資法人

(新設)

第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	投資法人第百十六條に おいて準用する第八百四 十九條第一項
第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	投資主 投資法人
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主
第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人

条の二第一号		社
監査役(監査)	役	監督役員又は清算監督人 (監督役員又は清算監督
各監査役		人 各監督役員又は清算監督 人

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)
 第八十九条 法第十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)			
(削る)			

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)
 第八十九条 法第十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合には、次の表の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	読み替える会社法の規定 第八百四十七 条第一項	読み替えられる字句 株主(第八百 十九条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株	読み替える字句 投資主

	第八百四十七 条の四第二項		(削る)	
当該株主等	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）		(削る)	(削る)
当該投資主	投資主		(削る)	(削る)

	第八百四十七 条の四第二項		第八百四十七 条第四項 第八百四十七 条の四第一項	
当該株主等	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	株主又は同項 の発起人等	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	主を除く。）
当該投資主	投資主	投資主	投資法人法第百十九条第 三項において準用する第 八百四十七条第三項又は 第五項の一般事務受託者 の責任を追及する訴え	

<p>第八百四十八 条</p>	<p>第八百四十九 条第一項</p>	<p>株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）</p>	<p>株主等 株式会社等</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資主</p>
---------------------	------------------------	---	----------------------	-------------	------------

<p>第八百四十八 条</p>	<p>第八百四十九 条第一項</p>	<p>株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）</p>	<p>株主等又は株 式会社等</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資主又は投資法人</p>
<p>責任追及等の 訴え（適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任 又は義務に係</p>			<p>一般事務受託者の責任を 追及する訴え</p>		

第八百四十九 条第三項		
株式会社等	取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	
投資法人	執行役員及び清算執行人	

第八百四十九 条第三項		
株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会	るものに限る 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。
投資法人	投資法人	

(削る)	第八百四十九 条第三項第一 号	監査役設置会 社	投資法人
		監査役（監査 役 人 （監督役員又は清算監督 人	監督役員又は清算監督人 （監督役員又は清算監督 人
(削る)	第八百四十九 条第四項	株主等	投資主
		株式会社等	投資法人
(削る)	第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株主等	投資法人
		株式会社等	投資法人
(削る)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	投資主
		株式会社等	投資法人

第八百五十条	第八百四十九 条第三項第一 号	社	投資法人
		監査役設置会 社	投資法人
第五十五条、	第八百四十九 条第四項	株主等	投資主
		株式会社等	投資法人
第八百五十条 第三項	第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株主等	投資法人
		株式会社等	投資法人

	第四項
<p> 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百 八十六条の二 第二項、第四 百二十四条（ 第四百八十六 条第四項にお いて準用する 場合を含む。 ） ）、第四百六 十二条第三項 （同項ただし 書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う </p>	<p> 三項において準用する投 資法人法第百十五条の六 第二項 </p>

第八百五十二 条第三項	株主等	投資主	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の

第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	投資主	投資法人	第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第百十九條第 三項において準用する第 八百四十九條第一項	義務に係る部 分に限る。)) 第四百六十 四條第二項及 び第四百六十 五條第二項
第八百五十二 条第三項	株主等	投資主	投資法人	第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第百十九條第 三項において準用する第 八百四十九條第一項	義務に係る部 分に限る。)) 第四百六十 四條第二項及 び第四百六十 五條第二項
第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人	投資法人	第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	投資法人法第百十九條第 三項において準用する第 八百四十九條第一項	義務に係る部 分に限る。)) 第四百六十 四條第二項及 び第四百六十 五條第二項

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の

規定による支払を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

規定による支払を求める訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八百四十七 条第四項	株主又は同項 の発起人等	投資主	読み替える会社法の規定
第八百四十七 条の四第一項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八	投資法人法第二百七 条第二項において準用する 第八百四十七 条第三項又は 第五項の投資法人法第 百二十七条第一項の規定 による支払を求める訴え	読み替えられる字句
第八百四十七 条第一項	株主（第八 百四十九 条第二項 の定款の定め によりその権 利を行使する ことができな い単元未満株 主を除く。）	投資主	読み替える字句

条第一項	第八百四十九	第八百四十七 条の四第二項	第八百四十八 条	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	当該株主等	株式会社又は株式会社（以下この節において「株式会社等」という。）	株主等	株式会社等	投資主	投資法人
	投資主									

条第一項	第八百四十九	第八百四十七 条の四第二項	第八百四十八 条	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	当該株主等	株式会社又は株式会社（以下この節において「株式会社等」という。）	項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人	投資法人
	投資主									

条第三項	第八百四十九	
取締役（監査）	株式会社等	
執行役員及び清算執行人	投資法人	

条第三項	第八百四十九	
株式会社等、株式交換等完	<p>責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの限り最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。</p>	
投資法人		<p>投資法人法第二百二十七条第一項の規定による支払を求める訴え</p>

第八百四十九	第八百四十九 条第三項第一 号			
株主等	各監査役	役	監査役（監査 社	等委員及び監 査委員を除く 。）、執行役 及び清算人
投資主	人 各監督役員又は清算監督	人 （監督役員又は清算監督	監督役員又は清算監督人	投資法人

第八百四十九	第八百四十九 条第三項第一 号			
株主等	各監査役	役	監査役（監査 社	全親会社又は 最終完全親会 社等 株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会 社
投資主	人 各監督役員又は清算監督	人 （監督役員又は清算監督	監督役員又は清算監督人	投資法人

条第四項	株式会社等	投資法人
第八百四十九條第五項並びに第八百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十條第三項並びに第八百五十二條第一項及び第二項	株式会社等 株主等	投資法人 投資主
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
第八百五十二條第三項	株主等	投資主

条第四項	株式会社等	投資法人
第八百四十九條第五項並びに第八百五十條第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十條第三項	株式会社等 株主等	投資法人 投資主
第八百五十一條第一項	第八百四十九條第一項	投資法人法第二百二十七條第二項において準用する第八百四十九條第一項
第八百五十二條第一項及び第二項	株式会社等 株主等	投資法人 投資主
第八百四十九條第一項	投資法人法第二百二十七條第二項において準用する第八百四十九條第一項	投資主
株主等	株主等	投資主

第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人
----------------	-------	------

(投資法人債管理者に関する読替え)

第九十六条 法第三百三十九条の九第八項の規定において投資法人債管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第七百四 条	社債権者	投資法人債権者
第七百七 条	社債の 社債権者と	投資法人債権者と
第七百八 条及 び第七百 九条	社債権者の 社債権者集 会	投資法人債権者の 投資法人債権者集 会
第二項	社債権者	投資法人債権者
第七百十 条第 一項	社債権者集 会	投資法人債権者集 会
第七百十 条第 二項	社債権者に	投資法人債権者に
社債の	社債発行会 社	投資法人債発行法 人
投資法人債 の	投資法人債 の	投資法人債の

第八百五十三 条第一項	株式会社等	投資法人
----------------	-------	------

(投資法人債管理者に関する読替え)

第九十六条 法第三百三十九条の九第八項の規定において投資法人債管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第七百十 条第 二項、第 七百 十一 条第 一 項、第 七百 十二 条、第 七百 十三 条並 びに 第七 百十 四 条第 一 項、第 二 項 及び 第四 項	社債発行会 社	投資法人債発行法 人

第七百一十一条	社債権者	投資法人債権者
	社債発行会社	投資法人債発行法人
第一項	社債権者集会	投資法人債権者集会
	社債発行会社	投資法人債発行法人
第七百十二条	社債の	投資法人債の
	社債発行会社	投資法人債発行法人
第七百十三条	社債発行会社	投資法人債発行法人
	社債権者集会	投資法人債権者集会
第七百十四条	社債発行会社	投資法人債発行法人
	社債権者の	投資法人債権者の
第一項	社債の	投資法人債の
	社債権者集会	投資法人債権者集会
第七百十四条	社債発行会社	投資法人債発行法人
	社債の	投資法人債の
第二項	社債発行会社	投資法人債発行法人
	社債の	投資法人債の
第七百十四条	社債発行会社	投資法人債発行法人
	社債権者集会	投資法人債権者集会
第四項	社債権者集会	投資法人債権者集会
	社債権者には	投資法人債権者には
第八百六十八 条第四項	社債	投資法人債

(投資法人債管理補助者に関する読替え)

第九十六条の二 法第三百三十九条の九の二第二項の規定において

(新設)

投資法人債管理補助者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百十四条の三	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十四条の四第一項及び第二項	社債権者	投資法人債権者	
第七百十四条の四第二項第一号	社債	投資法人債	
第七百十四条の四第二項第四号	社債の 社債発行者	投資法人債の 投資法人債発行人	
第七百十四条の四第三項第一号	社債	投資法人債	
第七百十四条	社債の	投資法人債の	

の四第四項	社債権者	投資法人債権者
第七百十四条 の五第二項	社債権者	投資法人債権者
第七百十四条 の七において 準用する第七 百十一条第一 項、第七百十 三条並びに第 七百十四条第 一項、第二項 及び第四項	社債発行会社	投資法人債発行法人
第八百六十八 条第四項	社債	投資法人債

(投資法人債権者集会等に関する読替え)

第九十七条 法第三十九条の十第二項の規定において投資法人
が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債
権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債管理補助
者又は投資法人債権者集会について会社法の規定を準用する場
合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり
とする。

(投資法人債権者集会等に関する読替え)

第九十七条 法第三十九条の十第二項の規定において投資法人
が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債
権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集
会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百二十条 第二項	第七百二十条 第一項	第七百二十条	第四項	第七百十八条	第七百十八条 第一項及び第 二項	第七百十七条 第三項第二号	第七百十七条 第二項	読み替える会 社法の規定
社債発行会社	同項の書面	社債発行会社	社債発行会社	無記名社債	社債発行会社	第七百十四条 の七	社債発行会社	読み替えられ る字句
投資法人債発行法人	前項の書面	投資法人債発行法人	投資法人債発行法人	無記名投資法人債	投資法人債発行法人	投資法人法第百三十九条 の九の二第二項において 準用する第七百十四条の 七	投資法人債発行法人	読み替える字句

第七百二十条 第二項	第七百二十条 第一項	第七百二十条	第四項	第七百十八条	(新設)	(新設)	第七百十七条 第二項並びに 第七百十八条 第一項及び第 二項	読み替える会 社法の規定
社債発行会社	同項の書面	社債発行会社	社債発行会社	無記名社債	(新設)	(新設)	社債発行会社	読み替えられ る字句
投資法人債発行法人	前項の書面	投資法人債発行法人	投資法人債発行法人	無記名投資法人債	(新設)	(新設)	投資法人債発行法人	読み替える字句

第七百二十三条第二項	第七百二十四条第二項第二号	無記名社債	社債発行会社	同項	参考書類	社債権者集会	無記名社債	参考書類	社債権者集会	第七百二十一条第一項及び第二項	第四項及び第五項
第七百二十四条第二項第二号		第七百十四條の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）	無記名投資法人債	投資法人債発行法人	前項	書類	無記名投資法人債	投資法人債権者集会参考	書類	第七百二十一条第一項及び第二項	第四項及び第五項

第七百二十三条第二項	第七百二十四条第三項	無記名社債	社債発行会社	同項	参考書類	社債権者集会	無記名社債	参考書類	社債権者集会	第七百二十一条第一項及び第二項	第四項及び第五項
(新設)		(新設)	無記名投資法人債	投資法人債発行法人	前項	書類	無記名投資法人債	投資法人債権者集会参考	書類	第七百二十一条第一項及び第二項	第四項及び第五項

第七百二十九条第一項	社債発行会社	投資法人債発行法人	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条
第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第七百二十九条第一項	社債発行会社 第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）	投資法人債発行法人 投資法人法第百三十九条の九第八項又は投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百七条	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条
第七百二十九条第一項	社債発行会社 第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）	投資法人債発行法人 投資法人法第百三十九条の九第八項又は投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百七条	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条
第七百二十九条第一項	社債発行会社 第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）	投資法人債発行法人 投資法人法第百三十九条の九第八項又は投資法人法第百三十九条の九の二第二項において準用する第七百七条	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条

第七百二十九条第一項	社債発行会社	投資法人債発行法人	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条
第七百二十九条第一項	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第七百二十九条第一項	社債発行会社 第七百七条	投資法人債発行法人 投資法人法第百三十九条の九第八項において準用する第七百七条	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条
第七百二十九条第一項	社債発行会社 第七百七条	投資法人債発行法人 投資法人法第百三十九条の九第八項において準用する第七百七条	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条
第七百二十九条第一項	社債発行会社 第七百七条	投資法人債発行法人 投資法人法第百三十九条の九第八項において準用する第七百七条	第七百二十九条第二項、第七百三十一条第二項及び第三項、第七百三十三条第一号並びに第七百三十五条

第七百三十五 条の二第二項 及び第三項	社債発行会社	投資法人債発行法人	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十七 条第二項	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十八 条	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十九 条	社債発行会社	投資法人債発行法人	第七百四十条 第三項	社債発行会社 「知れている債権者」とあるのは、	投資法人債発行法人 「知れている債権者」とあるのは、	第七百八十 号	第七百三十七 条第二項	第七百三十七 条第二項	第七百三十六 条第一項及び 第三項並びに 第七百三十七 条第一項第三 号	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十六 条第一項及び 第三項並びに 第七百三十七 条第一項第三 号	代表社債権者	代表投資法人債権者

(新設)	(新設)	(新設)	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十七 条第二項	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十八 条	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十九 条	社債発行会社	投資法人債発行法人	第七百四十条 第三項	社債発行会社 「知れている債権者」とあるのは、	投資法人債発行法人 「知れている債権者」とあるのは、	第七百八十 号	第七百三十七 条第二項	第七百三十七 条第二項	第七百三十六 条第一項及び 第三項並びに 第七百三十七 条第一項	代表社債権者	代表投資法人債権者	第七百三十六 条第一項及び 第三項並びに 第七百三十七 条第一項	代表社債権者	代表投資法人債権者

	<p>九条第二項及び第八十条第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることをできるものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることをできるものに限り、社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあっては当該社債管理者</p>

	<p>れている債権者（同項の規定により異議を述べることをできるものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることをできるものに限り、社債管理者がある場合にあっては当該社債管理者を含む。）とする</p>

			又は社債管理 補助者を含む 。）とする
第七百四十一 条第一項	代表社債権者 社債発行会社	代表投資法人債権者 投資法人債発行法人	
第七百四十一 条第二項	代表社債権者	代表投資法人債権者	
第七百四十一 条第三項	代表社債権者	代表投資法人債権者	
第七百四十二 条	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第八百六十五 条第三項	代表社債権者	代表投資法人債権者	

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第三十九条の十一に規定する政令で定める法令
は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十

第七百四十一 条第一項	代表社債権者 社債発行会社	代表投資法人債権者 投資法人債発行法人	
第七百四十一 条第二項及び 第三項	代表社債権者	代表投資法人債権者	
(新設)	(新設)	(新設)	
第七百四十二 条	社債発行会社	投資法人債発行法人	
第八百六十五 条第三項	代表社債権者	代表投資法人債権者	

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第三十九条の十一に規定する政令で定める法令
は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。第二十

三条及び第二十四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債管理補助者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

号	担保付社債信託法(以下この表において「担保法」という。)第二三条第三項	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担信法第十九条第一項第十号	会社法第六百九十八条	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九十九条の七において準用する会	会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九十九条の八

三条及び第二十四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

号	担保付社債信託法(以下この表において「担保法」という。)第二三条第三項	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担信法第十九条第一項第十号	会社法第六百九十八条	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九十九条の七において準用する会	会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九十九条の八

	担信法第三十条 一条	八条	
第七百十四条 の七	第七百十四条 の七	八十一条各号	八十一条各号
七	第七百十四条 の九の二第二項において 準用する第七百十四条の 七	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九 条の七において準用する 会社法第六百八十一条各 号	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九 条の十第二項において準用 する会社法第七百十七 条第二項、第七百十八 条第一項及び 第四項、第七 百二十条第一 項、第七百二 十九条第一項、第七百三 十一条第三項並びに第七 百三十五條の二第一項及 び第三項

	担信法第三十条 一条	八条	
		八十一条各号	八十一条各号
		投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九 条の七において準用する 会社法第六百八十一条各 号	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九 条の十第二項において準用 する会社法第七百十七 条第二項、第七百十八 条第一項及び 第四項、第七 百二十条第一 項、第七百二 十九条第一項並びに第七 百三十一條第三項

担信法第三十 二条	会社法第七百 二十四条第一 項	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九条 の十第二項において準用 する会社法第七百二十四 条第一項
担信法第三十 三条第一項	会社法第七百 三十一条第一 項	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九条 の十第二項において準用 する会社法第七百三十一 条第一項
担信法第三十 四条第一項第 一号	会社法第七百 三十七条第二 項	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九条 の十第二項において準用 する会社法第七百三十七 条第二項
担信法第三十	会社法第七百	投資信託及び投資法人に

担信法第三十 二条	会社法第七百 二十四条第一 項	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九条 の十第二項において準用 する会社法第七百二十四 条第一項
担信法第三十 三条第一項	会社法第七百 三十一条第一 項	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九条 の十第二項において準用 する会社法第七百三十一 条第一項
担信法第三十 四条第一項第 一号	会社法第七百 三十七条第二 項	投資信託及び投資法人に 関する法律第三百三十九条 の十第二項において準用 する会社法第七百三十七 条第二項
担信法第三十	会社法第七百	投資信託及び投資法人に

担信法第四十 七条第三項	担信法第四十 七条第三項	担信法第四十 七条第一項	担信法第四十 三条第二項	四 条第二 項	三 十六 条第 一 項	関 する 法律 第百 三十 九条 の十 第二 項に おい て準 用す る会 社法 第七 百三 十六 条第 一 項
担信法第四十 八条第一項	会社法第七百 四十一 条第一 項	会社法第七百 四十一 条第一 項	会社法第七百 四十一 条第一 項	担保権の 実行の申 立てをし 、又は企 業担 保権	又 は担 保権	又 は担 保権
投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第三項	投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第三項	投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第一項	投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第一項			

担信法第四十 七条第三項	担信法第四十 七条第三項	担信法第四十 七条第一項	担信法第四十 三条第二項	四 条第二 項	三 十六 条第 一 項	関 する 法律 第百 三十 九条 の十 第二 項に おい て準 用す る会 社法 第七 百三 十六 条第 一 項
担信法第四十 八条第一項	会社法第七百 四十一 条第一 項	会社法第七百 四十一 条第一 項	会社法第七百 四十一 条第一 項	担保権の 実行の申 立てをし 、又は企 業担 保権	又 は担 保権	又 は担 保権
投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第三項	投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第三項	投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第一項	投資信託及び投資法人に 関する法律第百三十九 条の十第二項において準 用する会社法第七百四 十一 条第一項			

担信法第四十八条第三項	会社法第七百四十一条第三項	する会社法第七百四十一条第一項
投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百四十一条第三項		

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)

第九十九条 法第四百十一条第五項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第九十九条から第九項まで及び第一百七十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九十九条第五項	読み替えられる字句 株式買取請求、効力発生日	読み替える字句 投資口買取請求
		、効力発生日（投資法人法第四百十一条第一項に規定する規約の変更がその効力を生ずる日をいう。以下この条及び次条に

担信法第四十八条第三項	会社法第七百四十一条第三項	する会社法第七百四十一条第一項
投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百四十一条第三項		

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)

第九十九条 法第四百十一条第五項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九十九条第五項	読み替えられる字句 株式買取請求、効力発生日	読み替える字句 投資口買取請求
		、効力発生日（投資法人法第四百十一条第一項に規定する規約の変更がその効力を生ずる日をいう。以下この条及び次条に

		及び第六項 第百十七條第 七項
(削る)	株式買取請求 じ。以下同 る株式会社を いう。以下同 じ。)	株券発行会社 (その株式) 種類株式発行 会社にあつて は、全部の種 類の株式)に 係る株券を発 行する旨の定 款の定めがあ る株式会社を いう。以下同 じ。)
(削る)	投資口買取請求	投資法人

		及び第六項 第百十七條第 七項
第百七十條 第二項第二号	株式買取請求 じ。以下同 る株式会社を いう。以下同 じ。)	株券発行会社 (その株式) 種類株式発行 会社にあつて は、全部の種 類の株式)に 係る株券を発 行する旨の定 款の定めがあ る株式会社を いう。以下同 じ。)
第百九十三條 第二項(第百 の五第二項、 第百八十二條 九條第二項、 第百八十二條 の五第二項、 第百九十三條 第二項(第百	投資口買取請求	投資法人
	投資法人法第百四十一條 第五項において準用する 第百十七條第二項	

(削る)	
(削る)	

<p>九十四條第四項において準用する場合を含む。)、第四百七十條第二項、第七百七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七條第二項又は第八百九條第二項</p>	
<p>株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付され</p>	投資口

(吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百条 法第四百九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百八十五条第五項から第九項まで及び第七百八十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条第五項	第七百八十五	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式買取請求			
発行会社にあ	数(種類株式)			口数
				投資口買取請求

(吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百条 法第四百九条の三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条第五項	第七百八十五	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	株式買取請求			
発行会社にあ	数(種類株式)			口数
				投資口買取請求

たものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)

(削る)	第七百八十六 条第七項	株式買取請求	株券発行会社	投資口買取請求	株式買取請求	株券発行会社	株式買取請求	投資口買取請求	株式買取請求
(削る)	第七百八十六 条第六項	株式買取請求		投資口買取請求	株式買取請求			投資口買取請求	株式買取請求
(削る)	第七百八十六 条第四項及び 第五項	等			等				
(削る)	第七百八十六 条第三項	株式買取請求		投資口買取請求	株式買取請求			投資口買取請求	株式買取請求
(削る)	第七百八十六 条第二項	等		吸収合併消滅法人	消滅株式会社			吸収合併消滅法人	消滅株式会社
(削る)	第七百八十六 条	吸収合併消滅法人			吸収合併消滅法人				吸収合併消滅法人
(削る)	第七百八十六 条	吸収合併消滅法人			吸収合併消滅法人				吸収合併消滅法人

	第七百八十六 条第七項	株式買取請求	株券発行会社	投資口買取請求	株式買取請求	株券発行会社	株式買取請求	投資口買取請求	株式買取請求
	第七百八十六 条第六項	株式買取請求		投資口買取請求	株式買取請求			投資口買取請求	株式買取請求
	第七百八十六 条第四項及び 第五項	等			等				
	第七百八十六 条第三項	株式買取請求		投資口買取請求	株式買取請求			投資口買取請求	株式買取請求
	第七百八十六 条第二項	等		吸収合併消滅法人	消滅株式会社			吸収合併消滅法人	消滅株式会社
	第七百八十六 条	吸収合併消滅法人			吸収合併消滅法人				吸収合併消滅法人
	第七百八十六 条	吸収合併消滅法人			吸収合併消滅法人				吸収合併消滅法人

(削る)	
(削る)	

項において準用する場合を含む。)、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項又は第八百九条第二項	
株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである	投資口

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条
 第一項の規定による請求について会社法第七百八十七条第五項
 、第六項及び第八項から第十項まで並びに第七百八十八条(第
 八項を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に
 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第七百八十七 条第五項	新株予約権買 取請求は	新投資口予約権買取請求 (投資法人法第四百九 条の三の二第一項の規定 による請求をいう。以下

場合において 、当該新株予 約権付社債に ついての社債 の買取りの請 求があつたと きは、当該社 債を含む。))	

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)

第百条の二 法第四百九条の三の二第四項の規定において同条
 第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合
 における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと
 する。

読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第七百八十七 条第五項	新株予約権買 取請求は	新投資口予約権買取請求 (投資法人法第四百九 条の三の二第一項の規定 による請求をいう。以下

第七百八十八 条第三項	第七百八十八 条第二項	
消滅株式会社	新株予約権買 取請求 等 消滅株式会社	
吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求 吸収合併消滅法人	

第七百八十八 条第三項	第七百八十八 条第二項	
消滅株式会社	新株予約権買 取請求 等 消滅株式会社	<p>されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む以下この条において同じ。</p>
吸収合併消滅法人	新投資口予約権買取請求 吸収合併消滅法人	<p>吸収合併消滅法人 吸収合併存続会社 吸収合併存続会社</p>

(削る)	条第四項及び 第五項	第七百八十八 条第六項	第七百八十八 条第七項	新株予約権買 取請求	消滅株式会社 等	新投資口予約権買取請求	吸収合併消滅法人
(削る)	等	新株予約権買 取請求					
(削る)				新投資口予約権買取請求			

第八百七十条 第二項第二号	条第四項及び 第五項	第七百八十八 条第六項	第七百八十八 条第七項	新株予約権買 取請求	消滅株式会社 等	新投資口予約権買取請求	吸収合併消滅法人
第一百七十条第 二項、第一百 九条第二項、 第一百八十二 条の五第二項、 第一百九十三 条第二項(第百 九十四条第四 項において準 用する場合を 含む。)、第 四百七十条第 二項、第七百	等	新株予約権買 取請求					
				新投資口予約権買取請求			

(削る)	
(削る)	

<p>七十八條第二項、第七百八十六條第二項、第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七十七條第二項又は第八百九十九條第二項</p>	<p>株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債について、社債の買取りの請</p>
<p>新投資口予約権</p>	

第七百九十七 条第六項			読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句	
	株式買取請求 等	株式買取請求 等				
第七百九十七 条第六項	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等
第七百九十七 条第六項	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等

（吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え）

第百一条 法第四百九十九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第七百九十七条第五項から第九項まで及び第七百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百九十七 条第六項			読み替える会 社法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句	
	株式買取請求 等	株式買取請求 等				
第七百九十七 条第六項	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等
第七百九十七 条第六項	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等	株式買取請求 等

（吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え）

第百一条 法第四百九十九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	(削る)
	(削る)

第七百八十八條第二項、第七百九十八條第二項、第八百七條第二項又は第八百九條第二項株式又は新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)	投資口

(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百二条 法第四百九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百六条第五項から第九項まで及び第八百七条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第八百六条第	読み替えられる字句	読み替える字句
	五項	株式買取請求 株式買取請求 数(種類株式 発行会社に あっては、株式 の種類及び種 類ごとの数)	投資口買取請求 口数
読み替える会社法の規定	第八百六条第	読み替えられる字句	読み替える字句
	六項	株式買取請求 株式買取請求 等 消滅株式会社 等 第二百二十三 条の規定によ る請求	投資口買取請求 新設合併消滅法人 非訟事件手続法第一百四 条に規定する公示催告の 申立て

(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百二条 法第四百九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第八百六条第	読み替えられる字句	読み替える字句
	五項	株式買取請求 株式買取請求 数(種類株式 発行会社に あっては、株式 の種類及び種 類ごとの数)	投資口買取請求 口数
読み替える会社法の規定	第八百六条第	読み替えられる字句	読み替える字句
	六項	株式買取請求 株式買取請求 等 消滅株式会社 等 第二百二十三 条の規定によ る請求	投資口買取請求 新設合併消滅法人 非訟事件手続法第一百四 条に規定する公示催告の 申立て

第八百七条第 二項	消滅株式会社	設立会社	、設立会社 立会社	、新設合併設 立会社	立会社	新設合併をす る場合におけ る新設合併設 立会社	等	株式買取請求 消滅株式会社	株式買取請求 投資口買取請求	株式買取請求 投資口買取請求	第九項	第八百六条第 八項	株式買取請求 新設合併等	株式買取請求 投資口買取請求	第七項	株式買取請求 消滅株式会社	株式買取請求 投資口買取請求	第八百六条第 七項

第八百七条第 二項	消滅株式会社	設立会社	、設立会社 立会社	、新設合併設 立会社	立会社	新設合併をす る場合におけ る新設合併設 立会社	等	株式買取請求 消滅株式会社	株式買取請求 投資口買取請求	株式買取請求 投資口買取請求	第九項	第八百六条第 八項	株式買取請求 新設合併等	株式買取請求 投資口買取請求	第七項	株式買取請求 消滅株式会社	株式買取請求 投資口買取請求	第八百六条第 七項

(削る)	第八百七条第 三項	設立会社	新設合併設立法人
	第八百七条第 四項及び第五 項	株式買取請求 消滅株式会社 等	投資口買取請求 新設合併消滅法人
(削る)	第八百七条第 六項	株式買取請求	投資口買取請求
	第八百七条第 七項	株式発行会社 株式買取請求	投資法人 投資口買取請求
(削る)		設立会社	新設合併設立法人

第八百七条第 三項	設立会社	新設合併設立法人
	株式買取請求 消滅株式会社 等	投資口買取請求 新設合併消滅法人
第八百七条第 四項及び第五 項	株式買取請求	投資口買取請求
第八百七条第 六項	株式発行会社 株式買取請求	投資法人 投資口買取請求
第八百七条第 七項	設立会社	新設合併設立法人
第八百七十条 第二項第二号	第九十九条第二項、 第一百八十二条 の五第二項、 第一百九十三条 第二項(第百 九十四条第四 項において準 用する場合を 含む。)、第	投資法人法第百四十九条 の十三第四項において準 用する第八百七条第二項

(削る)	
(削る)	

<p> 四百七十条第 二項、第七百 七十八条第二 項、第七百八 十六条第二項 、第七百八十 八条第二項、 第七百九十八 条第二項、第 八百七条第二 項又は第八百 九条第二項 </p>	<p> 株式又は新株 予約権（当該 新株予約権が 新株予約権付 社債に付され たものである 場合において 、当該新株予 約権付社債に </p>
投資口	

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)
 第二百二条の二 法第四百九条の十三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項、第六項及び第八項から第十項まで並びに第八百九条(第八項を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八百八条第五項	新株予約権買取請求は	新投資口予約権買取請求(投資法人法第四百九条の十三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。)は
新株予約権買取請求に			新投資口予約権買取請求に

	ついての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)

(新投資口予約権買取請求に関する読替え)
 第二百二条の二 法第四百九条の十三の二第四項の規定において同条第一項の規定による請求について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八百八条第五項	新株予約権買取請求は	新投資口予約権買取請求(投資法人法第四百九条の十三の二第一項の規定による請求をいう。以下同じ。)は
新株予約権買取請求に			新投資口予約権買取請求に

第八百八条第 六項及び第八 項	新株予約権買 取請求	新投資口予約権買取請求
	消滅株式会社 等	新設合併消滅法人
第八百八条第 九項	新設合併等 新株予約権買 取請求	新設合併 新投資口予約権買取請求
第八百八条第 十項	新株予約権買 取請求	投資法人法第八十八条の 八第四項において準用す る第二百六十条 新投資口予約権買取請求
第八百九条第 一項	新株予約権買 取請求 消滅株式会社 等 新設合併をす る場合におけ る新設合併設 立会社 、新設合併設 立会社	新投資口予約権買取請求 新設合併消滅法人 新設合併設立法人 、新設合併設立法人

第八百八条第 六項及び第八 項	新株予約権買 取請求	新投資口予約権買取請求
	消滅株式会社 等	新設合併消滅法人
第八百八条第 九項	新設合併等 新株予約権買 取請求	新設合併 新投資口予約権買取請求
第八百八条第 十項	新株予約権買 取請求	投資法人法第八十八条の 八第四項において準用す る第二百六十条 新投資口予約権買取請求
第八百九条第 一項	新株予約権（ 当該新株予約 権が新株予約 権付社債に付 されたもので ある場合にお いて、当該新	新投資口予約権 新投資口予約権買取請求

第二項	第八百九条第								
等	消滅株式会社	設立会社							設立会社 株式会社
	新設合併消滅法人	新設合併設立法人							新設合併設立法人

第二項	第八百九条第								
等	消滅株式会社	設立会社	設立会社	設立会社	設立会社	新設合併設立法人	新設合併消滅法人	新設合併消滅法人	株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む以下この条において同じ。
	新設合併消滅法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併設立法人	新設合併消滅法人	新設合併消滅法人	

(削る)	第八百九条第七項	第八百九条第六項	第八百九条第四項及び第五項	第八百九条第三項
(削る)	等 消滅株式会社	設立会社 取請求	新株予約権買 取請求	設立会社 新株予約権買 取請求
(削る)	新設合併消滅法人	新設合併設立法人	新投資口予約権買取請求	新設合併消滅法人 新投資口予約権買取請求

第八百九条第二項第二号	第八百九条第七項	第八百九条第六項	第八百九条第四項及び第五項	第八百九条第三項
等 消滅株式会社	設立会社 取請求	新株予約権買 取請求	消滅株式会社 等	設立会社 新株予約権買 取請求
第九十二条の五第二項、第九十三条第二項（第九十四条第四項において準用する場合を）	新設合併消滅法人	新設合併設立法人	新投資口予約権買取請求	新設合併消滅法人 新投資口予約権買取請求

(削る)	
(削る)	

含む。)、第 四百七十条第 二項、第七百 七十八条第二 項、第七百八 十六条第二項 、第七百八十 八条第二項、 第七百九十八 条第二項、第 八百七条第二 項又は第八百 九条第二項	新投資口予約権
株式又は新株 予約権(当該 新株予約権が 新株予約権付 社債に付され たものである 場合において 当該新株予	

	読み替える会社法の規定		<p>(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)</p> <p>第百八条 法第五十四条の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
(削る)	読み替えられる字句			
(削る)	読み替える字句			

	読み替える会社法の規定		<p>(清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え)</p> <p>第百八条 法第五十四条の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
第八百四十七 条第一項	読み替えられる字句	株主(第八百十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株		約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。)	
	読み替える字句	投資主			

			(削る)	(削る)
	第八百四十七 条の四第二項		(削る)	(削る)
当該株主等	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）		(削る)	(削る)
当該投資主	投資主		(削る)	(削る)

	第八百四十七 条の四第二項		第八百四十七 条第四項	第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	主を除く。）
当該株主等	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）		第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	清算執行人又は清算監督人	
当該投資主	投資主		第八百四十七 条第三項若し くは第五項、 第八百四十七 条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え	投資法人法第五十四条の七において準用する第八百四十七条第三項又は第五項の清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴え	

<p>第八百四十八 条</p>	<p>第八百四十九 条第一項</p>	
<p>株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）</p>	<p>株主等 株式会社等</p>	
<p>清算投資法人</p>	<p>投資主 清算投資法人</p>	

<p>第八百四十八 条</p>	<p>第八百四十九 条第一項</p>	
<p>株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）</p>	<p>株主等又は株 式会社等 責任追及等の 訴え（適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となつた事実 が生じた責任 又は義務に係</p>	
<p>清算投資法人</p>	<p>投資主又は清算投資法人 清算執行人又は清算監督 人の責任を追及する訴え</p>	

<p>第八百四十九 条第三項</p>	<p>株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人並 びにこれらの 者であった者</p>	<p>清算投資法人 清算執行人及び清算執行 人であった者</p>
------------------------	--	--

<p>第八百四十九 条第三項</p>	<p>株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等 株式会社等、 当該株式交換 等完全親会社 の株式交換等 完全子会社又 は当該最終完 全親会社等の 完全子会社等 である株式会</p>	<p>清算投資法人 清算投資法人</p>
------------------------	--	--------------------------

	第八百四十九 条第三項第一 号	監査役設置会 社	投資法人	第八百四十九 条第四項	株主等 株式会社等	投資主	第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	清算投資法人	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	投資主	(削る)	(削る)	(削る)
--	-----------------------	-------------	------	----------------	--------------	-----	---	--------------	--------	---	--------------	-----	------	------	------

	第八百四十九 条第三項第一 号	監査役設置会 社	投資法人	第八百四十九 条第四項	株主等 株式会社等	投資主	第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	清算投資法人	第八百五十条 第三項	株主等	投資主	第八百五十条 第四項	第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 の四第二項
--	-----------------------	-------------	------	----------------	--------------	-----	---	--------------	--------	---------------	-----	-----	---------------	--------------------------------------

<p> 三 条 第 三 項 、 第 百 二 十 条 第 五 項 、 第 二 百 十 三 条 の 二 第 二 項 、 第 二 百 八 十 六 条 の 二 第 二 項 、 第 四 百 二 十 四 条 （ 第 四 百 八 十 六 条 第 四 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む ） 、 第 四 百 六 十 二 条 第 三 項 （ 同 項 た だ し 書 に 規 定 す る 分 配 可 能 額 を 超 え な い 部 分 に つ い て 負 う 義 務 に 係 る 部 分 に 限 る 。） </p>

第八百五十二 条第三項	株主等	投資主	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第八百五十三 条第一項	株式会社等	清算投資法人	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

2 | 法第百五十四條の七の規定において清算執行人及び清算執行人であつた者の責任を追及する訴えについて会社法第百四十九條の二（第二号及び第三号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

第八百五十一 条第一項	第八百四十九 条第一項	投資主	投資主	投資主	投資主	投資主
第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等	株式会社等	株式会社等	清算投資法人	清算投資法人	清算投資法人
第八百五十二 条第三項	第八百四十九 条第一項	投資主	投資主	投資主	投資主	投資主
第八百五十三 条第一項	株主等	株式会社等	株式会社等	清算投資法人	清算投資法人	清算投資法人

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九 条の二	株式会社等	清算投資法人
第八百四十九 条の二第一号	監査役設置会 社	清算投資法人
	監査役（監査 役）	清算監督人（清算監督人）
	各監査役	各清算監督人

（清算に関する読替え）

第百十二条 法第六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条第一項（第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条 第一項第一号	第三百四十六 条第二項、第 三百五十一条	投資法人法第五十三 条第二項において準用する 投資法人法第八十八条第二

（清算に関する読替え）

第百十二条 法第六十三条の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条第一項（第一号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条 第一項第一号	第三百四十六 条第二項、第 三百五十一条	投資法人法第五十三 条第二項において準用する 投資法人法第八十八条第二

	<p>第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名</p>	<p>項の規定により選任された一時清算執行人又は清算監督人の職務を行うべき者</p>
--	---	--

	<p>第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名</p>	<p>項の規定により選任された一時清算執行人又は清算監督人の職務を行うべき者</p>
--	---	--

委員会、監査 委員会又は報 酬委員会の委 員をいう。第 八百七十四条 第一号におい て同じ。）、 執行役若しく は代表執行役 の職務を行う べき者、清算 人、第四百七 十九条第四項 において準用 する第三百四 十六条第二項 若しくは第四 百八十三条第 六項において 準用する第三 百五十一条第	

委員会、監査 委員会又は報 酬委員会の委 員をいう。第 八百七十四条 第一号におい て同じ。）、 執行役若しく は代表執行役 の職務を行う べき者、清算 人、第四百七 十九条第四項 において準用 する第三百四 十六条第二項 若しくは第四 百八十三条第 六項において 準用する第三 百五十一条第	

第八百七十条 第一項第六号	第八百七十条 第一項第五号	
第四百五十六 条又は第五百 二号	第四百五十五 条第二項第二 号又は第五百 五条第三項第 二号	二項の規定に より選任され た一時清算人 若しくは代表 清算人の職務 を行うべき者 、検査役又は 第八百二十五 条第二項（第 八百二十七条 第二項におい て準用する場 合を含む。） の管理人
投資法人法第百五十八 条第三項において準用する	投資法人法第百五十八 条第三項において準用する 第五百五条第三項第二号	

第八百七十条 第一項第六号	第八百七十条 第一項第五号	
第四百五十六 条又は第五百 二号	第四百五十五 条第二項第二 号又は第五百 五条第三項第 二号	二項の規定に より選任され た一時清算人 若しくは代表 清算人の職務 を行うべき者 、検査役又は 第八百二十五 条第二項（第 八百二十七条 第二項におい て準用する場 合を含む。） の管理人
投資法人法第百五十八 条第三項において準用する	投資法人法第百五十八 条第三項において準用する 第五百五条第三項第二号	

<p>第八百七十四 条第一号</p>	<p>第六 条</p> <p>第八百七十 条 第一項第一 号 に規定する 一 時取締役、 会 計参与、監 査 役、代表取 締 役、委員、 執 行役若しくは 代 表執行役の 職 務を行うべ き者、清算 人 、代表清算 人 、清算持分 会 社を代表す る 清算人、同 号 に規定する 一 時清算人若 し くは代表清 算 人の職務を 行 うべき者、 検</p>	<p>第五百六 条</p> <p>清算執行 人、清算監 督 人 、第八百七 十 条第一項第 一 号に規定す る一時清算 人 若しくは清 算 監督人の職 務 を行うべき 者、 投 資法人法第 百 五十七條第 三 項において 準 用する第五 百 一十條第一 項 の鑑定人又 は 投資法人法 第 百六十一條 に おいて準用 す る第五百八 條 第二項の帳 簿 資料の保存 を する者の選 任</p>
------------------------	---	--

<p>第八百七十四 条第一号</p>	<p>第六 条</p> <p>第八百七十 条 第一項第一 号 に規定する 一 時取締役、 会 計参与、監 査 役、代表取 締 役、委員、 執 行役若しくは 代 表執行役の 職 務を行うべ き者、清算 人 、代表清算 人 、清算持分 会 社を代表す る 清算人、同 号 に規定する 一 時清算人若 し くは代表清 算 人の職務を 行 うべき者、 検</p>	<p>第五百六 条</p> <p>清算執行 人、清算監 督 人 、第八百七 十 条第一項第 一 号に規定す る一時清算 人 若しくは清 算 監督人の職 務 を行うべき 者、 投 資法人法第 百 五十七條第 三 項において 準 用する第五 百 一十條第一 項 の鑑定人又 は 投資法人法 第 百六十一條 に おいて準用 す る第五百八 條 第二項の帳 簿 資料の保存 を する者の選 任</p>
------------------------	---	--

	<p>査役、第五百 一条第一項（ 第八百二十二 条第三項にお いて準用する 場合を含む。 ）若しくは第 六百六十二条 第一項の鑑定 人、第五百八 条第二項（第 八百二十二条 第三項におい て準用する場 合を含む。） 若しくは第六 百七十二条第 三項の帳簿資 料の保存をす る者、社債管 理者若しくは</p>

	<p>査役、第五百 一条第一項（ 第八百二十二 条第三項にお いて準用する 場合を含む。 ）若しくは第 六百六十二条 第一項の鑑定 人、第五百八 条第二項（第 八百二十二条 第三項におい て準用する場 合を含む。） 若しくは第六 百七十二条第 三項の帳簿資 料の保存をす る者、社債管 理者の特別代</p>

社債管理補助者の特別代理人又は第七百十四条第三項(第七百十四条の七において準用する場合を含む。)の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者の選任又は選定	

第百二十七条 (削る)
 (資産運用会社の責任を追及する訴えに関する読替え)

理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定	

第百二十七条 (資産運用会社の責任等に関する読替え)
 法第二百四十三条の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会	読み替える会	読み替える会社法の規定
社法の規定	社法の規定	

法第二百四條第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える会社法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

2|

法第二百四條第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百二十四条	総株主	総投資主
第八百四十七條第四項	株主又は同項の發起人等	投資主
第八百四十七條の四第一項	第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百四十七	投資法人法第二百四條第三項において準用する第八百四十七條第三項又は第八百四十七條第五項の資産運用会社の
第八百四十七條第一項	株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)	投資主
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第八百四十七 条の四第二項	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主
	当該株主等	当該投資主
第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	投資法人
	当該株主等	当該投資主

第八百四十七 条の四第二項	株主等（株主 、適格旧株主 又は最終完全 親会社等の株 主をいう。以 下この節にお いて同じ。）	投資主	条の二第六項 若しくは第八 項又は前条第 七項若しくは 第九項の責任 追及等の訴え
	当該株主等	当該投資主	責任を追及する訴え
第八百四十八 条	株式会社又は 株式交換等完 全子会社（以 下この節にお いて「株式会 社等」という 。）	投資法人	
	当該株主等	当該投資主	

第八百四十九 条第一項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人

第八百四十九 条第一項	株主等又は株 式会社等	投資主又は投資法人
	<p>責任追及等の 訴え（適格旧 株主にあつて は第八百四十 七条の二第一 項各号に掲げ る行為の効力 が生じた時ま でにその原因 となった事実 が生じた責任 又は義務に係 るもの限り 、最終完全親 会社等の株主 にあつては特 定責任追及の 訴えに限る。</p>	<p>資産運用会社の責任を追 及する訴え</p>

		第八百四十九 条第三項	
各監査役	社 監査役（監査 役	株式会社等 取締役（監査 等委員及び監 査委員を除く ）、執行役 及び清算人	投資法人 執行役員及び清算執行人
各監査役	人 監督役員又は清算監督 （監督役員又は清算監督 人	投資法人	
各監督役員又は清算監督			

		第八百四十九 条第三項	
各監査役	社 監査役（監査 役	株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等	投資法人 株式会社等、 株式交換等完 全親会社又は 最終完全親会 社等
各監査役	人 監督役員又は清算監督 （監督役員又は清算監督 人	投資法人	投資法人
各監督役員又は清算監督			

(削る)	第八百四十九 条第四項 第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人	人
(削る)	第八百五十条 第三項並びに 第八百五十二 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人	人
(削る)						

第八百五十条 第四項	第八百四十九 条第四項 第八百四十九 条第五項並び に第八百五十 条第一項及び 第二項	株主等 株式会社等	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人	人
第五十五条、 第二百二条の二 第二項、第百 三条第三項、 第二百二十条第 五項、第二百 十三条の二第 二項、第二百		株主等 株式会社等	株主等 株式会社等	投資主 投資法人	投資主 投資法人	人

(削る)	
(削る)	
(削る)	

第八百五十一	
第八百四十九	<p>八十六條の二 第二項、第四 百二十四條（ 第四百八十六 條第四項にお いて準用する 場合を含む。 ）、第四百六 十二條第三項 （同項ただし 書に規定する 分配可能額を 超えない部分 について負う 義務に係る部 分に限る。） 、第四百六十 四條第二項及 び第四百六十 五條第二項</p>
投資法人法第二百四條第	

第八百五十三 条第一項		第八百五十二 条第三項	(削る)	
株式会社等		株主等	(削る)	(削る)
投資法人		投資主	(削る)	(削る)

第八百五十三 条第一項		第八百五十二 条第三項	第八百五十二 条第一項及び 第二項	第八百五十二 条第一項	条第一項	三項において準用する第 八百四十九条第一項
株式会社等	株主等	条第一項	株式会社等	株主等	条第一項	
投資法人	投資主	八百四十九条第一項	投資法人	投資法人	投資主	
		三項において準用する第	投資法人法第二百四條第			